

平成29年度 犬・猫の飼い方講習会

1. 目的

動物を飼っている方やこれから飼い始める方などが犬及び猫の適正飼養、健康管理及び法的義務を学び、人と動物のよりよい関係を築くための講習です。

2. 開催日時及び会場

※月によって、会場・時間が異なります。

幡多福祉保健所 (四万十市中村山手通 19・幡多総合庁舎)
10:00~12:00
5月 24日 (水)
7月 30日 (日)
9月 13日 (水)
11月 15日 (水)
3月 7日 (水)

※1月21日(日)に講習会を兼ねた、犬のしつけ方教室を開催します。(時間、場所は別途ご案内いたします。)

3. 内容

動物に関する法律について

動物の病気について

動物のしつけについて

※講習後、修了証を発行します。修了証(1年間有効)を提示していただくと、小動物管理センター・保健所で犬及び猫の譲渡を受けることができます。

4. 主催 高知県

5. 共催 公益社団法人高知県獣医師会 公益社団法人日本愛玩動物協会高知県支所



6. 問い合わせ先 ※申込は不要です。

幡多福祉保健所 0880-34-5119 県庁食品・衛生課 088-823-9673